

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和3年8月11日（諮問第114号）

答申日：令和4年5月23日（答申第94号）

事件名：「令和2年度第13回豊橋市物品調達審査会の議事録」に係る一部公開決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

豊橋市長が行った、「令和2年度第13回豊橋市物品調達審査会の議事録」（以下「本件対象文書」という。）に係る一部公開決定については、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和3年4月19日付け3豊契第5号により豊橋市長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張を、令和3年5月6日付け審査請求書及び令和4年3月30日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。
- (2) 条例の目的は、市民に説明する責任を全うすることであり、非公開とする情報は必要最小限に留めるべきとしている。本件対象文書は市民の共有財産であり、市民の知る権利を最大限保障するためには、非公開とするのは個

人の氏名など必要最小限にすべきである。また、条例第6条は、当該情報を公開してもよいし、公開しなくてもよいといった意味の判断の裁量を認めたものではない。さらに、本件対象文書は、公金の支出に関わる情報であり、住民監査請求の対象であり、住民の監視にさらされるべき文書である。

- (3) 本件対象文書は、豊橋市立中学校の事務職員2名が、平成28年度から令和2年度までの間、不適正経理を行っていたことに関する文書である。これは豊橋市議会にも報告されている。しかし、当該職員は、平成16年度から不適正経理を行っており、市議会への報告は、不適正経理の全てではない。また、当該業者は、10年前にも不適正経理を行っている。

さらに、本件では、一方の事務職員は5年間で約50万円を詐取し停職6か月、もう一方の事務職員は3年間で約8,000円程度で停職1か月である。それであるのに、業者に対する指名停止期間は同じ2か月であり、どのような審査をしたのか不明である。

このように、今回の事案には多くの問題があり、市民は豊橋市のコンプライアンスに不信感を抱いている。当該不信感を払しょくさせるためには、当該業者にどのような措置を行ったか明らかにすべきである。また、当該措置を審査した委員は、公務員の義務と責任をもって意見を述べている。豊橋市は、説明責任を果たすべきであり、原処分は、不当・違法な処分である。

- (4) 条例第7条第1項第7号本文の「おそれ」は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、おそれの程度も、法的保護に値する蓋然性が要求されるが、これらに対応するおそれの説明がされていない。

- (5) 以上から、原処分は市民の知る権利をないがしろにした処分であり、原処分を取り消し、速やかに非公開部分を公開すべきである。

### 第3 処分庁の説明の要旨

#### 1 経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年4月3日付けで処分庁に対し、条例第5条の規定に基づき、公文書の件名を「豊城中学校及び高豊中学校での事務職員の不適正経理事件に対して(株)豊橋タイプ及び(有)丸富商会に指名停止を行った決定に関する「豊橋市物品調達審査会」の議事録の一切」として、本件対象文書に係る公開請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁は、「令和2年度第13回豊橋市物品調達審査会の議事録」を本件公開請求の対象となる公文書と特定した上で、令和3年4月19日付け一部公開決定の原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書の非公開部分に不服があるとして、同年5月6日付で本件審査請求を提起した。

## 2 非公開とした部分及びその理由について

- (1) 本件対象文書中、原処分により非公開とされた部分は、令和2年度第13回豊橋市物品調達審査会(以下「本件審査会」という。)の議事内容のうち、出席者の発言内容の部分である。
- (2) 本件審査会は、業者の指名停止に関することを審査事項の一つとしており、本件審査会に参加する出席者については、指名停止の適否や期間に関して自由な議論が保障される場でなければならない。
- (3) 本件審査会の議事録には、指名停止措置に関する出席者からの意見がそのまま記載されている。これが公開されることより、発言内容について、指名停止の対象となる業者から恨みを買うことや、業者との不適切な関係が疑われるおそれがあると考えて情状酌量すべき点が指摘できないなど、将来の同種の審査会において、出席者が発言をすることを躊躇することや率直な意見を得ることが困難となることが考えられ、審査会における審査事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあるから、条例第6条第1項第7号柱書に該当するため、非公開とした。

## 3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月11日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和4年3月30日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書の非公開部分について

本件対象文書の非公開部分は、本件審査会の議事内容のうち、出席者の発言内容の部分であり、本件審査会においてどのような審査がなされたのかを知ることができる情報である。

審査請求人は、原処分取消しを求めており、処分庁は、非公開部分は条例第6条第1項第7号柱書に該当するため、非公開とした原処分は妥当であると主張している。そのため、本件対象文書の見分結果に基づき、非公開情報該当性について検討する。

##### 2 非公開情報該当性について

###### (1) 条例第6条第1項第7号柱書の趣旨

ア 条例第6条第1項第7号柱書は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とするものとしている。

イ 同号の趣旨は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることに

より、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている公文書は、非公開とすることを定めていると解される。

ウ もっとも、条例第6条第1項本文の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があり、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

(2) 本件対象文書の非公開部分は、条例第6条第1項第7号柱書に該当するか。

ア 本件対象文書は、「令和2年度第13回豊橋市物品調達審査会の議事録」であり、非公開部分は、当該議事録の議事内容のうち、出席者の発言内容の部分の情報である。

イ 本件審査会は、「豊橋市物品調達審査会要綱」に基づき設置された市職員のみで構成される審査会であり（同要綱第5条）、業者の指名停止に関することも審査事項とされている（同要綱第2条第4号）。

ウ 指名停止とは、不誠実な行為をした者など、契約の相手方とすることが適当でないと認められる業者に対して、入札に関する指名の対象から除外する措置であり、市では、「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」によって当該指名停止に係る基準等が定められている。また、「豊橋市物品購入及び委託業務指名業者選定要領」により、指名停止期間中の者は、市が発注する物品購入等の業者の指名から除外されることとなっており（同要領第4条第4号）、指名停止の適否及び期間に関する審査は、本件審査会の審議に付すことになっている（豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第6条）。

エ このように、指名停止は、市の契約等を受注しようとする業者にとっては入札に参加することができなくなる重大な措置であり、指名停止の適否や期間は、業者にとって最大の関心事であるといえる。

オ また、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領別表には、指名停止の措置要件と期間が規定されているが、当該期間は、例えば「1か月以上12か月以内」などと相当程度幅のある規定がされており、当該期間の決定に関しては、事案の軽重等に応じて、市に広範な裁量が認められていると解される。そのため、当該指名停止の適否及び期間に関して審議する本件審査会では、出席者の率直な意見交換によって、当該裁量の範囲内で指名停止の適否及び期間について活発な議論や発言をすることが求められており、出席者には、その発言について自由かつ率直な意見を述べることで保障されている必要があるといえる。

カ 以上を踏まえて、当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、指名停止措置に関する委員からの率直な意見や質問などが記載されている。

確かに、本件対象文書の委員からの意見等を公開することにより、審議内容の透明性や公正な審査に資する面があることは否定できない。

しかし、前述のように指名停止の対象となる業者が指名停止の適否や時期について相当程度の関心をもっていることに鑑みると、議事録を公開することにより、指名停止期間について比較的長い期間を選択すべきと発言したり、非難すべき点を発言することによって、当該業者からの不当な圧力等が行われる可能性があるほか、業者に有利な事情や参酌すべき内容について発言することにより、当該業者との不適切な関係や当該業者への忖度が疑われるなどをおそれ、発言を躊躇するといった具体的な可能性があるといえる。

そのため、本件対象文書の非公開部分については、これを公開することによって生じる利益を考慮してもなお、本件審査会の議事録を公開することに

より、将来における同様の審査会において、発言を躊躇したり、率直な意見を述べることを控えるなどのおそれが具体的にみて相当の蓋然性をもって予測されるといえ、これにより本件審査会での率直な意見交換や活発な議論がなされず、もって本件審査会における審査事務について、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

### 3 結論

以上のことから、本件対象文書につき非公開とした部分は、条例第6条第1項第7号柱書に該当し、これを非公開とした決定については、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 河邊伸泰、委員 菅生剛弘、委員 松村享